



# 島根県報

平成28年3月29日（火）

号外第64号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【人委規則】

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	2
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	2
県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	6
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	8
島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	9
専門的教育職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則	9
職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	9
県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	10
給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	10

**人 事 委 員 会 規 則**

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 29 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

**島根県人事委員会規則第18号**

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条の6第1号中「旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを卒業した者にあつては、人事委員会の定めるこれに準ずる期間。」を削る。

第6条の10第1項中「（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。）」を削る。

第12条の15の4第3項第1号中「4,000円」を「5,000円」に改め、同項第2号中「6,000円」を「8,000円」に改め、同項第3号中「8,000円」を「10,000円」に改め、同項第4号中「10,000円」を「13,000円」に改め、同項第5号中「13,000円」を「16,000円」に改め、同項第6号中「20,000円」を「24,000円」に改め、同項第7号中「26,000円」を「32,000円」に改め、同項第8号中「33,000円」を「40,000円」に改め、同項第9号中「38,000円」を「46,000円」に改め、同項第10号中「43,000円」を「52,000円」に改め、同項第11号中「48,000円」を「58,000円」に改め、同項第12号中「53,000円」を「64,000円」に改め、同項第13号中「58,000円」を「70,000円」に改める。

第16条の11中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立期間」を「審査請求をすることができる期間」に改める。

第17条第4項第1号エ中「職員」の次に「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）」を加える。

別表第3知事の事務部局の部職名の欄中「島根あさひ社会復帰促進センター診療所副所長」を「島根あさひ社会復帰促進センター診療所副所長  
児童相談所副所長」に改める。

**附 則**

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 29 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

**島根県人事委員会規則第19号**

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「職務の級の分類の基準となるべき職務の内容」を「級別基準職務表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるもの」に、「級別職務分類基準表」を「級別基準職務表別表」に改め、同条第2項中「人事委員会は」の次に「、条例第3条第4項に規定する級別基準職務表及び」を加え、「級別職務分類基準表」を「級別基準職務表別表」に改める。

第4条第1項中「、この規則において別に定めるものを除き」を削る。

第8条中「行われる職の属する」を「結果に基づいて適用される別表第18から別表第24までに定める初任給基準表（以

下「初任給基準表」という。)の試験又は職種欄、試験欄又は職種欄(以下「試験又は職種欄等」という。)の区分に対応する初任給欄の」に改める。

第9条中「新たに職員となる者」を「新たに職員となった者」に改め、「ところにより」の次に「、その職務に応じて」を加え、同条各号を次のように改める。

- (1) 正規の試験の結果に基づいて新たに職員となった者の職務の級は、その者が新たに職員となった日においてその者に適用される初任給基準表の試験又は職種欄等の区分に対応する初任給欄の職務の級に決定するものとする。
- (2) 新たに職員となった者のうち、その者の職務の級をその職務の複雑、困難及び責任の度が同程度の職務に従事する部内の他の職員の職務の級との均衡を考慮して決定しようとする場合には、人事委員会の定めるところにより当該職務の級にその者の職務の級を決定するものとする。
- (3) 新たに職員となった者のうち、前2号の規定の適用を受ける者以外の者の職務の級は、その者が新たに職員となった日においてその者に適用される初任給基準表の試験又は職種欄等の区分及び学歴免許欄の区分に対応する初任給欄の職務の級(次条第1項第2号に掲げる職員にあっては、その者に適用される給料表の最下位の職務の級)を基礎としてその者の経験年数に相当する期間その者の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして第18条第2項本文(特別の事情がある場合には、同項)の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級の範囲内で決定しようとするときにあっては当該職務の級の範囲内でその者の職務の級を決定するものとし、当該決定することができる職務の級より上位の職務の級に決定しようとするときにあっては人事委員会の定めるところにより当該職務の級にその者の職務の級を決定するものとする。

第10条の前の見出しを「(号給の決定)」に改め、同条第1項第1号ア中「別表第18から別表第24までに定める」及び「(以下「初任給基準表」という。)」を削り、同項第2号中「職種欄若しくは試験欄」を「試験又は職種欄等」に、「これらの欄」を「試験又は職種欄等」に改める。

第11条中「試験又は職種欄」を「試験又は職種欄等」に改める。

第12条を次のように改める。

## 第12条 削除

第14条第1項中「15月(第1号から第3号まで)」を「12月(第1号及び第2号)に、「5年までの」を「5年を超える」に、「及び第4号」を「及び第3号」に、「超えない年数」を「超える年数」に、「12月」を「15月(人事委員会が別に定める職に従事した年数については、12月)」に改め、同項第1号中「第9条第2号」を「第9条第1号」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「第9条第4号」を「第9条第2号又は第3号」に、「第1号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「第9条第4号」を「第9条第2号又は第3号」に改め、同号を同項第3号とする。

第17条第2項を削る。

第18条中第2項を第3項とし、同条第1項中「職員を第9条第1号に掲げる職務の級に昇格させるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その他の職務の級に」を「前項の規定により職員を」に改め、「いること」の次に「(級別資格基準表に定めのない級にあっては、人事委員会が別に定めるもの)」を加え、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

職員を昇格させる場合には、その職務に応じてその者の属する職務の級を決定するものとする。

第20条第1項中「第9条第2号」を「第9条第1号」に改め、「若しくは同条第3号の資格を取得したものとして人事委員会の承認を得たとき」を削り、同条第2項を削る。

第21条第1項中「あらかじめ人事委員会の承認を得て」を「人事委員会の定めるところにより、」に改める。

第25条第1項中「、その新たに属することとなる職務の級が第9条第1号に掲げる職務の級であるときは、あらかじめ人事委員会の承認を要するものとし、その他の職務の級であるときは」を削り、「定める資格」の次に「(級別資格基準表に定めのない級に決定しようとするときは、人事委員会の定める資格)」を加える。

別表第1から別表第7までを次のように改める。

## 別表第1 (第3条関係)

行政職給料表級別基準職務表別表

職務の級	基 準 職 務
5級	1 地方機関の課長の職務 2 企画幹の職務
6級	1 地方機関の長の職務 2 調整監の職務
8級	1 困難な業務を所掌する地方機関の長の職務 2 参事の職務
9級	1 理事の職務 2 会計管理者の職務 3 特に困難な業務を所掌する地方機関の長の職務 4 技監の職務

別表第2 (第3条関係)

公安職給料表級別基準職務表別表

職務の級	基 準 職 務
1級	初任科生の職務
4級	専務員の職務
5級	1 本部の課長補佐の職務 2 警察署の次長又は課長の職務 3 専務官の職務 4 専務指導員の職務
6級	1 困難な業務を所掌する本部の課長補佐の職務 2 困難な業務を所掌する警察署の次長又は課長の職務 3 専務指導官の職務
7級	1 警察署の長の職務 2 監察官の職務 3 本部の課の調整官の職務 4 警察署の調整官の職務
8級	1 困難な業務を所掌する本部の課長の職務 2 困難な業務を所掌する警察署の長の職務
9級	特に困難な業務を所掌する警察署の長の職務

別表第3 (第3条関係)

海事職給料表級別基準職務表別表

職務の級	基 準 職 務
1級	1 中型船舶(1種)の各長又は機関員若しくは通信士の職務 2 中型船舶(2種)の各長又は通信士若しくは各員の職務 3 小型船舶の通信士又は各員の職務
2級	1 中型船舶(1種)の二等機関士、船舶通信士、操舵長、操機長、冷凍長、司厨長若しくは倉庫長又は困難な業務を処理する機関員若しくは通信士の職務 2 中型船舶(2種)の一等航海士、一等機関士若しくは通信長(以下「一等航海士等」という。)若しくは航海士、機関士若しくは船舶通信士(以下「航海士等」という。)若しくは各長又は困難な業務を処理する通信士若しくは各員の職務

	3 小型船舶の船長、機関長若しくは各長又は困難な業務を処理する通信士又は各員の職務
3 級	1 中型船舶（1種）の一等機関士若しくは通信長又は困難な業務を処理する二等機関士、船舶通信士、操舵長、操機長、冷凍長、司厨長若しくは倉庫長の職務 2 中型船舶（2種）の船長若しくは機関長又は困難な業務を処理する一等航海士等、航海士等若しくは各長の職務 3 小型船舶の困難な業務を処理する船長若しくは機関長又は各長の職務
4 級	1 中型船舶（1種）の困難な業務を処理する一等機関士又は通信長の職務 2 中型船舶（2種）の困難な業務を処理する船長又は機関長の職務

## 備考

- この表及び条例別表第8において「中型船舶（1種）」とは、遠洋区域を航行区域とする総トン数20トン以上1,600トン未満の船舶又は近海区域を航行区域とする総トン数200トン以上1,600トン未満の船舶をいう。
- この表において「中型船舶（2種）」とは、近海区域を航行区域とする総トン数20トン以上200トン未満の船舶をいう。
- この表において「小型船舶」とは、近海区域を航行区域とする総トン数20トン未満の船舶又は沿海区域若しくは平水区域を航行区域とする船舶をいう。
- この表において「通信長」とは、船舶通信士の海技免状を有する者に限る。
- この表において「各長」及び「各員」の職名は、次に掲げるものとする。
  - 各長 甲板長、操舵長、操機長、冷凍長、司厨長及び倉庫長
  - 各員 甲板員及び機関員
- 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令（昭和58年政令第13号）の規定による「甲区域」内において従業する漁船は遠洋区域を航行区域とする船舶として、同令の規定による「乙区域」内において従業する漁船は近海区域を航行区域とする船舶として、同令の規定による「丙区域」内において従業する漁船は沿海区域を航行区域とする船舶として取り扱うものとする。

## 別表第4（第3条関係）

研究職給料表級別基準職務表別表

職務の級	基 準 職 務
3 級	1 主席研究員の職務 2 専門研究員の職務
4 級	試験研究機関の部長の職務

## 別表第5（第3条関係）

医療職給料表(1)級別基準職務表別表

職務の級	基 準 職 務
3 級	1 本庁のグループリーダーの職務 2 地方機関の課長の職務
4 級	1 参事の職務 2 本庁の課長の職務 3 地方機関（保健所を除く。）の所長の職務

## 別表第6（第3条関係）

医療職給料表(2)級別基準職務表別表

職務の級	基 準 職 務
1 級	臨床検査技師の職務
2 級	高度の技術又は経験を必要とする診療放射線技師、臨床検査技師、栄養士又は歯科衛生士の職務

5 級	1 地方機関（保健所を除く。）の課長の職務
	2 企画員の職務
	3 専門員の職務

## 別表第7（第3条関係）

医療職給料表(3)級別基準職務表別表

職務の級	基 準 職 務
2 級	高度の技術又は経験を必要とする准看護師の職務
3 級	1 准看護師主任の職務
	2 特に高度の技術又は経験を必要とする准看護師の職務
4 級	1 高度の技術又は経験を必要とする主任保健師及び主任看護師の職務
	2 高度の技術又は経験を必要とする准看護師主任の職務
5 級	1 看護師長の職務
	2 地方機関（保健所を除く。）の課長の職務

別表第10中「中型船舶（一種）」を「中型船舶（1種）」に、「1等航海士」を「一等航海士」に、「1等機関士」を「一等機関士」に、「2等航海士」を「二等航海士」に、「2等機関士」を「二等機関士」に、「中型船舶（二種）」を「中型船舶（2種）」に改め、同表備考1中「海事職給料表級別職務分類基準表」を「海事職給料表級別基準職務表別表」に改める。

別表第15の4の部中「中学校」の次に「義務教育学校」を加える。

別表第17備考4中「歯学又は」を「若しくは歯学に関する課程又は薬学若しくは」に、「獣医学に関する課程にあっては、当該課程に係る研究科の基礎となる学部の修業年限が6年である」を「修業年限4年の」に改める。

別表第18中「第10条関係」を「第8条関係」に改め、同表備考5(3)中「及び鳥獣対策」を「鳥獣対策及び中山間地域研究」に改め、同表備考5中(10)を(11)とし、(9)の次に次のように加える。

## (10) 総合土木の業務に従事する職

別表第19中「第10条関係」を「第8条関係」に改める。

別表第20中「第10条関係」を「第8条関係」に改め、同表備考1中「海事職給料表級別職務分類基準表」を「海事職給料表級別基準職務表別表」に改め、同表備考2中「1等航海士、1等機関士」を「一等航海士、一等機関士」に、「2等航海士、2等機関士」を「二等航海士、二等機関士」に改める。

別表第21中「第10条関係」を「第8条関係」に改め、同表備考2(1)中「及び鳥獣対策」を「鳥獣対策及び中山間地域研究」に改める。

別表第22から別表第24までの規定中「第10条関係」を「第8条関係」に改める。

## 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

## 島根県人事委員会規則第20号

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「第14条の2」を「第14条」に改める。

第3条の見出しを「（級別職務分類基準）」に改め、同条中「定める職務の級」を「規定する級別基準職務表に掲げる

職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるもの」に、「高等学校等教育職給料表級別職務分類表」を「高等学校等教育職給料表級別基準職務表別表」に改める。

第8条を次のように改める。

(職務の級の決定)

**第8条** 新たに教育職員となった者の職務の級は、その者が新たに教育職員となった日においてその者に適用される別表第9に定める高等学校等教育職給料表初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）の職種欄の区分及び学歴免許欄の区分に対応する初任給欄の職務の級（次条第2項に掲げる教育職員にあっては、その者に適用される給料表の最下位の職務の級）を基礎としてその者の経験年数に相当する期間その者の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして第15条第3項本文（特別の事情がある場合には、同項）の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級の範囲内で決定しようとするときにあつては当該職務の級の範囲内でその者の職務の級をその職務に応じて決定するものとし、当該決定することができる職務の級より上位の職務の級に決定しようとするときにあつては人事委員会の定めるところにより当該職務の級にその者の職務の級をその職務に応じて決定するものとする。

第9条の見出しを「（号給の決定）」に改め、同条第1項第1号ア中「別表第9に定める高等学校等教育職給料表初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）」を「初任給基準表」に改める。

第12条第1項中「15月」を「12月」に、「までの」を「を超える」に、「超えない年数」を「超える年数」に、「12月」を「15月」に改め、同項第1号及び第2号中「第8条第2号」を「第8条」に改める。

第14条の2を削る。

第15条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、同条第1項中「第8条第1号に掲げる職務の級に昇格（教育職員の職務の級を上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その他の職務の級に」を削り、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

教育職員を昇格（教育職員の職務の級を上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させる場合には、その職務に応じてその者の属する職務の級を決定するものとする。

第16条第2項中「あらかじめ人事委員会の承認を得て」を「人事委員会の定めるところにより、」に改める。

第17条の2中「その新たに属する職務の級が第8条第1項に掲げる職務の級であるときは、あらかじめ人事委員会の承認を要するものとし、その他の職務の級であるときは、」を削る。

第36条の15の4第3項第1号中「4,000円」を「5,000円」に改め、同項第2号中「6,000円」を「8,000円」に改め、同項第3号中「8,000円」を「10,000円」に改め、同項第4号中「10,000円」を「13,000円」に改め、同項第5号中「13,000円」を「16,000円」に改め、同項第6号中「20,000円」を「24,000円」に改め、同項第7号中「26,000円」を「32,000円」に改め、同項第8号中「33,000円」を「40,000円」に改め、同項第9号中「38,000円」を「46,000円」に改め、同項第10号中「43,000円」を「52,000円」に改め、同項第11号中「48,000円」を「58,000円」に改め、同項第12号中「53,000円」を「64,000円」に改め、同項第13号中「58,000円」を「70,000円」に改める。

第40条第4項第3号中「第1項第7号」を「第1項第8号」に改める。

第40条の11中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立期間」を「審査請求をすることができる期間」に改める。

第41条第4項第1号ウ中「教育職員」の次に「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である教育職員を除く。）」を加える。

別表第2を次のように改める。

**別表第2**（第3条関係）

高等学校等教育職給料表級別基準職務表別表

職務の級	基準職務
2級	講師（人事委員会が定めるものに限る。）

別表第4の備考以外の部分を次のように改める。

**別表第4**

高等学校等教育職給料表級別資格基準表

職 種	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	学歴免許					
校 長	大 学 卒		0	11	別に定める	別に定める
	短 大 卒		0	14		
教 頭	大 学 卒		0	11	別に定める	
	短 大 卒		0	14		
主 幹 教 諭	大 学 卒		0	11		
	短 大 卒		0	14		
教諭、講師（人事委員会 が定めるものに限 る。）、養護教諭及び 栄養教諭	大 学 卒		0			
	短 大 卒	0	2.5			
助教諭、養護助教諭、 講師、実習助手及び寄 宿舎指導員	大 学 卒	0	別に定める			
	短 大 卒	0	別に定める			
	高 校 卒	0	別に定める			

別表第5の4の部中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

別表第7備考4中「、歯学又は」を「若しくは歯学に関する課程又は薬学若しくは」に、「獣医学に関する課程にあつては、当該課程に係る研究科の基礎となる学部の修業年限が6年である」を「修業年限4年の」に改める。

別表第9中「第9条関係」を「第8条関係」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

#### 島根県人事委員会規則第21号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部本庁の項中「調整監（庶務担当、）」を「調整監（人事課並びに庶務担当、）」に改め、「庶務担当及び人事課」の次に「（保健スタッフを除く。）」を加え、「保健グループ」を「保健スタッフ」に改め、同部児童相談所の項中「調整監（庶務担当に限る。）」を「副所長」に改め、同部県土整備事務所の項中「業務課長 ダム管理所長」を

「業務課長」に改め、同表教育委員会事務局部局等の部本庁の項中「課長 室長」を「課長 管理監 室長」に改め、同部教育センターの項中「部長 調整監」を「部長」に改める。

**附 則**

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

---

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 29 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

**島根県人事委員会規則第22号**

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則  
島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第83教育委員会事務局の項中「教育長 教育次長」を「教育次長」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

---

専門的教育職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 29 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

**島根県人事委員会規則第23号**

専門的教育職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則  
専門的教育職員の給与の特例に関する規則（昭和51年島根県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。  
第3条を次のように改める。

**第3条 削除**

別表第1及び別表第2を次のように改める。

**別表第1及び別表第2 削除****附 則**

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

---

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 29 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

**島根県人事委員会規則第24号**

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則  
職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（平成27年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の表中「100分の18.5」を「100分の20」に、「100分の15.5」を「100分の16」に改める。

附則第3項中「100分の15.5」を「100分の16」に改める。

---

附則第4項中「26,000円」を「30,000円」に改める。

**附 則**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

---

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

**島根県人事委員会規則第25号**

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成27年島根県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「26,000円」を「30,000円」に改める。

**附 則**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

---

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

**島根県人事委員会規則第26号**

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「保健所」の次に「、保健環境科学研究所」を加える。

**附 則**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

---